(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町早牛字ゴンゴ谷五六四から五六七まで、七五三の一、七五三の六から七五三の八まで、字菅谷五六三、七七八
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町山田字戯獅谷五四一の一から五四一の六まで、五四二の一、五四二の三、五四三、五四四の一、五四四の二、五四五、字鵜居五四六から五五〇まで、五五〇の一、五五一から五五五まで、五五五の一、五五五の二、五五六、五五七の一、五五八、五五九、五五九の三、五六〇の一、五六〇の二、五六一、五六三の一、五六五の一、五六五の二、五六六、五六七、字六郎谷五六八、五六九の一から五六九の三まで、五七〇、五七一の一、五七一の二、五七二、五七三、五七四の一、五七五の一、五七六から五七八まで、五七九の一、五七九の二、五八〇から五八二まで、五八三の一、五八三の二、五八四の一から五八四の三まで、五八五、五八六、五八八から五九〇まで、字富貴谷五九一から五九八まで、五九九の一、五九九の二、六〇〇の二、六〇一、六〇一の一、六〇二、六〇三、六〇四の一から六〇四の三まで、六〇五、六〇六、六〇六の一、六〇七から六〇九まで、六〇九の一、六一〇、六一一の一、六一一の二、六一二の一、六一三、六一四の一、六一五の一、六一五の二、六一六、六一七、字中山六一八、六一九の一、六一九の二、六二二の二、六四一の一、六四一の二、六四二の一、六四三から六四七まで、六四九から六六〇まで、六六一の一、六六一の二、六六二、字瓢タン谷六六三の一から六六三の五まで、字娯都氣西平六六四の一から六六四の三まで、字娯都氣東平六六五、字猪狩原六六七、字淡谿東平六七二の一、六七二の二、六七二の三（次の図に示す部分に限る。）、字淡谿西平六七三の一から六七三の三まで、六七三の五から六七三の八まで、六七三の九（次の図に示す部分に限る。）、六七三の一二、字母狸谷六七四、六七四の一、六七五、六七六（次の図に示す部分に限る。）、字大瀧六四八の一、六七七の一から六七七の三まで、六七八、六七九の一、六七九の二、六八〇の一、六八〇の二、六八一の一、六八一の二、六八二から六八四まで、六八四の一、六八五、六八六の一から六八六の四まで、六八七、六八七の一、六八八、六八八の一、六八九から六九一まで、字古箭谷六九二、六九三の一、六九三の二、六九四の一、六九五（次の図に示す部分に限る。）、六九六の一、六九六の二、六九七から六九九まで、六九九の一、字登尾七〇〇、七〇一の一、七〇一の二、七〇二、七〇三、七〇三の一、七〇四、七〇五の一、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七、七〇八、七〇九の一、七〇九の二、七一〇の一、七一〇の二、七一一から七一四まで、七一五の一から七一五の三まで、七一六、七一六の一、七一七の一から七一七の三まで、七一八、字褒録谷七一九の一、七一九の四、七一九の七から七一九の二八まで、七二〇の一・七二〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二〇の三から七二〇の六まで、七二一の一、七二一の二、字横道七二二から七二四まで、七二五の一、七二六の一、七二六の二、七二七、七二八の一、七二九から七三五まで、七三五の一、七三六、青谷町山根字地堂二一六、字式田二七〇、二七一、二七五、二七五の一、二七五の二、八〇四、八二八、字上式田三〇二、三〇五、三〇六、字西村七七八、字寺谷八九五、青谷町小畑字勝負谷三六六、三六七、一二三七、一二四一、青谷町河原字家ノ奥九〇七から九〇九まで、九一〇の二、九一一、一四三九、一四六五、字坂下九九五、九九七、字勝負谷一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇〇九の一、一〇一〇、一〇二三、一〇二四の一、字南谷一四八四、字八鹿地一〇二六、一〇二七、一〇二八の一、一〇二九の一、一〇三〇、一〇三〇の一、一〇三一の一、字坂ノ谷一五〇一の一、一五一〇の三、字袋谷一五五〇、字大平四四八、字大石谷一三〇〇、字古宮一二六九の一、字西村三二三、三二五の一、三二五の二、三二七の一、三二七の三、三二七の四、青谷町青谷字瀧坂六二六、六二九、六二九の一、六三一の一、六三一の二、字赤尾坂五一五七、青谷町八葉寺字家空山七四〇の一、七四〇の五、七四一の一、七四一の三、七四二、七四二の一、青谷町奥崎字家ノ空四七二、四七四、四七五、青谷町亀尻字粟畑二一六、二一七、字下家空五二二、五二五、五二九の二、青谷町田原谷字西溝四五一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上式田三〇二（次の図に示す部分に限る。）、三〇六、字西村七七八、字寺谷八九五（次の図に示す部分に限る。）、字勝負谷三六七、一二三七、一二四一、字古宮一二六九の一（次の図に示す部分に限る。）、字西村三二三、三二五の一、三二五の二、三二七の一、三二七の三、三二七の四、字粟畑二一六、二一七、字下家空五二五（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町山根字地堂一九三の一、一九三の五、二〇九から二一三まで、青谷町河原上河原七六四の一、七六四の二、七六四の四、七六五、七六六、七六七の三、七六八の四、青谷町青谷字赤尾坂五一一、五一二、五一八、五一九の一、青谷町吉川字赤ぶち三四六、三四九、字屋敷廻り五六の一、五七、青谷町善田字西谷九三の二、九九、一〇一の二、三九五から三九七まで、三九九、四〇〇、青谷町長和瀬字寺田六八九、六九一の一、青谷町桑原字空山九七四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字上河原七六四の一、七六四の二、七六四の四、七六五、七六六、七六七の三、七六八の四
(2)　その他の森林については、主伐は択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）